

令和6年 社会委員会行政視察報告

〔参加委員〕

委員長 高柳 博行

副委員長 渡辺 康德

委員 神津 正 柳澤 潔 高橋 良衛 吉川 友子

中條 壽一 内藤 祐子

1 視察日時 令和6年7月24日（水） ～ 7月26日（金）

2 視察先及び視察事項

- ・北海道 札幌市 「子ども権利条例制定後の取組」について
- ・日本理化学工業株式会社（北海道 美唄市） 「障がい者雇用」について
- ・北海道 北広島市 「子どもの権利条例制定後の取組」について
- ・北海道 江別市 「江別市民病院の経営再建への取組」について

3 視察概要

（1）北海道札幌市 「子どもの権利条例制定後の取組」について

令和5年3月に議員提案のもと「佐久市子どもの権利条例」が制定されました。制定後の取組として具体的な周知の方法など課題を整理し充実した条例の周知が求められます。

以上のような観点から札幌市の取り組んでいる「子どもの権利条例制定後の取組」についてを選定理由としました。

ア 日時 令和6年7月24日（水）午後3時30分から午後4時30分

イ 対応 子どもの権利推進課 係長、子どもの権利救済事務局 係長

ウ 内容

札幌市では平成21年4月に「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」（子どもの権利条例）を施行。制定後の取組として、子どもの権利に関する推進計画の策定や、子どもの権利の普及・啓発や子どもの参加の促進、子どもの権利について市民の関心を高める事業として（子どもの権利せんりゅう・ポスター展・子どもの権利条例制定自治体の子どもたちとのオンライン交流会など）を実施。また子どもの権利の保障の状況を検証するために、条例に基づく附属機関として「札幌市子どもの権利委員会」を設置し市長の諮問機関として調査、審議を行っている。また条例に基づく救済機関として友人・親子関係など子どもに関するさまざまな悩みを幅広く聴き、子どもの権利の侵害から救済を図る子どもの権利救済機関として「子どもアシストセンター」を設置などの取組が行われている。

エ 考察

札幌市では、子どもアシストセンターの存在を知ってもらうため、配布物や出前講座、映画等により広報啓発活動に努めている。

令和 6 年度の事業予算として子どもの権利救済機関運営管理費として 4,838 万円、子どもの権利推進費として 650 万円が計上されていることは、驚愕に値する。本市に於いても実効性を高めるため、所管との連携強化を図ることが求められる。

札幌市が行っている検証機関の設置や救済機関の設置などより充実したものにしていくことも、所管との連携充実を図りながら提言していきたい。



札幌市での視察の様子

(2) 日本理化学工業株式会社(北海道美唄市) 「障がい者雇用」について

市としてもハローワークや生活支援センターまいさぼ等と連携し障がいのある人の就労支援を行っているが、『日本理化学工業株式会社』は社員の 7 割が障がいを持った人たちで構成されていることが今後の就労支援に向けた取組に参考とするため。

ア 日時 令和 6 年 7 月 2 5 日 (木) 午前 1 0 時 1 5 分から午前 1 1 時 4 5 分

イ 対応 美唄工場長

ウ 内容

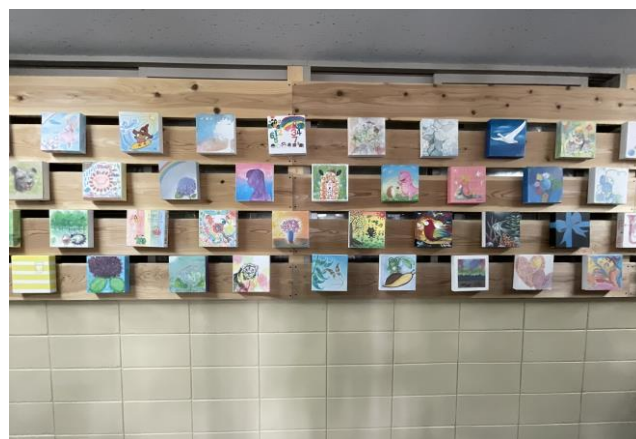
日本理化学工業株式会社はチョークをはじめとする文房具・事務用品の製造販売を行う企業。ホタテの貝殻を再生活用した粉の出ないチョーク（ダストレス・チョーク）で 3 割のシェアを持つ。1 9 3 7 年に設立、1 9 6 0 年に障がい者雇用をはじめ現在知的障がい者が社員の約 7 割を占める。障がいを抱える方を雇うだけでなく障がいを抱える方の力を最大限生かせるような職場環境の工夫に取り組んでおり、結果、障がいの有無に関係なく全ての社員が働きがいをもって仕事に従事している。

エ 考察

日本理化学工業株式会社では、文字が読めなくてもわかる工夫、目盛りがわからなくても読める工夫等で障がい者の理解力に併せて作業ができる環境を整える事に重点を置き、共生社会に貢献をしている。障がいを持っている方がやりがいを持って力を最大限生かせる企業や職種をより増やしていくためには、障がいの特性に合ったよりきめの細かい、強力な支援が企業や行政に求められる。



チョーク工場の作業の様子



チョークを使った作品が飾られていました

(3)北海道北広島市 「子どもの権利条例制定後の取組」について

令和5年3月に議員提案のもと「佐久市子どもの権利条例」が制定されました。制定後の取組として具体的な周知の方法など課題を整理し充実した条例の周知が求められます。

以上のような観点から北広島市の取り組んでいる「子どもの権利条例制定後の取組」についてを選定理由としました。

ア 日時 令和6年7月25日（木）午後2時30分から午後4時00分

イ 対応 子ども家庭課長

ウ 内容

平成24年「北広島市子どもの権利条例」を制定。制定後の取組として条例の理念に基づき北広島市子どもの権利に関する推進計画を策定。権利の侵害を受けた子どもの相談に応じ侵害された権利を回復するための支援を行う「北広島市子どもの権利救済委員会」と子どもの権利相談員を設置し、相談、助言、支援、申し立てに基づいた救済の活動や巡回による子どもの権利相談を行っている。具体的には相談活動や当該委員会の開催のほか、学校訪問によるリーフレットの配布、出前講座、子どもの権利ニュースの発行（年2回）を行うなど子どもの権利に関する周知に努め活動内容をホームページでも公開している。

エ 考察

北広島市では、子ども条例制定後、条例は手段であって目的ではないという、ポリシーの基、子どもの権利擁護推進体制を確立し、こどもの権利救済員を3名体制で推進し、受動的相談から能動相談へシフトし、相談に出向く前の段階から他機関へつなげるような支援の充実を図っている。子どもの権利の周知啓発のため、自己肯定感をはぐくむ市福祉読本で子どもの権利を取り上げたり、リーフレットなどの周知活動などで子どもの権利条例の実効性を高めていることは大いに参考になった。



北広島市での視察の様子

(4) 北海道江別市「江別市立病院の経営再建への取組」について

浅間総合病院経営強化プランが策定され令和6年から令和10年の5年間の取組が進められている。江別市立病院も経営強化プランを策定し取り組んでいることへの調査研究のため。

ア 日時 令和6年7月26日（金）午前10時00分から午前11時30分

イ 対応 病院事業管理者、経営企画室長

ウ 内容

江別市立病院は、昭和56年に国の準用再建計画の指定を受けるなど60年を超える歴史のなかで経営不振に陥り再建を繰り返してきた経緯がある。平成18年には内科医の一斉退職による経営危機に陥りその後、総合内科医の育成機関として総合内科と専門診療科が連携する診療体制による経営改善を図ったものの、平成28年以降総合内科医の退職が続き再び危機的な経営状況に。令和3年に経営再建プランを策定。コロナ補助金収入も含み令和3～4年度は黒字化に。令和6年に「江別市立病院経営強化プラン」を策定。江別市と近隣市町村が連携し持続可能な地域医療体制を確保しつつ、経営強化の推進に取り組んでいる。

エ 考察

江別市立病院では、1 役割・機能の最適化と連携の強化、2 医師看護師等の確保と働き方改革の推進、3 経営形態の見直し、4 振興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取り組み、5 施設・設備の最適化、6 経営の効率化の強化、この 6 項目の経営強化プランを策定し経営再建に取り組んでいる。佐久市立国保浅間総合病院に於いても、きめ細かな経営強化プランの策定が望まれる。

また、内部連携や情報の共有をしながら地域医療機関との連携を充実することがお互いの経営向上に繋がる方策の一つであること、情報の共有が意識の向上に繋がることなどを改めて取り入れることが改善につながる一つの方策であると考えます。



江別市立病院での視察の様子



長谷部病院事業管理者による院内紹介